

# 社会福祉法人古平福祉会 平成29年度本部事業計画書(案)

## (基本方針)

法人職員は、知的障害者等福祉サービス提供に係る支援活動を地域の中で実践するに当たり、法人が定める「愛」、「誠」、「奉仕」の三信条を福祉の精神とし、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も共に支え合う、人に優しい社会実現を目指すものである。又、高齢化が一層進行することにより、在宅介護や高齢知的障害者の地域生活面での介助等がますます求められていることを勘案し、平成12年4月1日「地域生活総合支援センターいこいの家」を開設する。その運営として「在宅障害者(児)ディサービス等事業」を設置し、ホームヘルプサービス、ディサービス、移動支援等の事業者指定を受け、併せて自主事業としての生活・就労支援センター「自立の家」(ショートステイ・保健医療・移送・相談・就労支援・財務管理等)のシステムにより、障害者(児)の地域生活継続を包括的に支援するとともに、介護保険法による福祉サービス提供者として通所介護、訪問介護、訪問入浴、居宅介護支援の事業者指定を受け「老人ディサービス等事業」の併設という事業範囲の拡大を計り、在宅高齢者の福祉にも貢献をしているところである。この多種にわたっての居宅支援サービスの充実に併せ、施設入所・通所されている利用者には、法人内施設間の連携により利用者のライフサイクルに合わせたサービスと、その都度必要とされるサービスメニューを準備し、それぞれの施設の「機能」と「役割」を明確にした援助を行い、特に地域生活へのアプローチとその後のアフターケアを重点とした切れ目のない施設(法人)運営を基本方針とする。

## (事業実施経過)

当法人は、平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の流れを踏まえ平成18年10月1日「障害者自立支援法」による事業者指定と早期の新体系への完全移行を選択(決断)し、事業の統合一元化と児童領域等新規事業の開拓を進め多機能一体型事業所(主たる事業所)を「れい明の里」とした。介護保険法改正により予防介護サービスや通所リハビリテーション機能の充実(指定)と古平町内及び近隣の障害者(児)高齢者の利便性を勘案し、れい明の里でのサービス提供に加え町内での拠点作り実現に向け障害・老人福祉サービス(多機能共生型)事業所「ぶらっとほーむ」(平成19年12月1日)を開設。さらに当会利用者の高齢期対策として入所支援施設「共働の家」の老朽化と利用者の高齢・重度化による生活課題を整理し、本館西寮の改修、保健衛生面の改善としてトイレ環境(合併処理槽)を整備し、平成21年度は耐震化・バリアフリー化の大規模改修計画(年次計画)を申請。平成22年度には地域生活者、在宅高齢者処遇向上のため障害福祉サービス事業(就労継続支援A型・B型)と託児、託老的インフォーマルサービスの提供施設「まりんはうすふるびら」と古平町要請の認知症グループホーム・ディサービス等「いきいき生活支援センター風花」の両施設を開設。平成23年度は法人設立30周年を迎え計画であった「共働の家」の大規模改修工事完了と併せて施設周辺の法面崩落防止石積擁壁新設工事を実施する。平成24年度には当会の新体系移行からの実績を元に全体の課題整理と更なる事業計画(年次計画)を行い「共働の家」と「いこいの家」の機能的な連携の強化として「いこいの家」に生活介護(従たる事業所)20名を開始。引き続き生活寮をグループホームへと事業転換し併せて計画的に改修・修繕を行い地域生活利用者の居住環境を改善する。また地域共生型の活動場所に古平町の交付金により多機能型地

域住民活性化ステーション「結(ゆい)」として再生する。平成25年度は自立支援法(つなぎ法)から障害者総合支援法へ移行する中「きょうどう」の利用者層の「旧古平高校跡利用計画」(任意介護サービス付の「町の高齢者専用集合住宅」)に組み込まれ作業を進め、平成26年4月当該施設「ほほえみくらす」全体の指定管理と共に共生型複合施設としてスタートした。さらに保護者からも親亡き後の不安等から強い要望があり法律関係者の協力の下利用者の権利擁護として法人後見による「れい明の里権利擁護・任意後見センター」を設置する。平成27年度は、いきいき生活支援センター「風花」内の高齢者共同生活住居(朝凧)の認知症グループホームへの事業変更と(社)清水基金助成によるグループホーム「よつば寮」・「はぎの家」と(公益財団)中央競馬馬主社会福祉財団によるグループホーム「みずき寮」の衛生環境整備工事を実施し、併せて「みっくすベジタ」の施設整備事業(大規模改修)と取得していた旧書店(カクサン)跡利用のため助成申請(日本財団)を行なう。

平成28年度は障害者総合支援法施行3年後の見直し(改正案)で議論された「共生型サービス」の創設前の介護保険制度と障害福祉サービスの運用関係について、まず障害者固有のニーズを古平町と協議し一定の理解を得る。施設整備として「みっくすベジタ」の施設整備(大規模修繕)工事補助申請と地域の公益的な取組みとして「旧書店(カクサン)」と地域生活者の高齢化・重症化対応として既存のグループホームの改修に合わせて今年度もグループホームトイレの簡易水洗化(改修)未実施分を自主財源及び民間福祉施設助成財団等機関の協力を受け実施計画を進めた。また特に増員を図った「きょうどう」の生活介護事業の加齢に伴う適切な事業と個別対応の充実のため「きょうどう農場」(旧古平牧場)畜舎等の改修に併せて休憩棟、クリーニング作業棟新築工事を完了させた。

#### (事業計画)

この度は社会福祉法人制度が社会福祉事業法成立(S26年)された以来の抜本的な「社会福祉法改正案における法人改革」が示されました。様々な社会的・政策的変動を経て提供する福祉サービスの在り方や事業環境が大きく変化し、社会福祉法人制度を設立当初のままでは制度を確立していくことが難しい状況となり改革内容を次の

- 「①経営組織のガバナンスの強化」
  - 「②事業運営の透明性の向上」
  - 「③財務規律の強化」
  - 「④地域における公益的な取組みを実施する責務」
  - 「⑤行政の関与の在り方」
- の5本の柱を立てています。

平成29年度は標記改革内容を踏まえ改定された新定款の下、社会福祉法人の在り方について経営組織のガバナンス強化(内部統治、理事会・評議員会役員等の役割・権限・責任の明確化、会計監査人導入の準備)を図る。さらには「コンプライアンス(法令順守等)・職員教育」、「財務規則の強化」(内部留保の明確化・透明性の確保・社会福祉事業への再投下)等を主体に「公益性・非営利性」を徹底し、地域福祉の中核的な担い手として当会が従前より進めてきた「地域貢献」の充実に努める。さらに各事業所間の一体化(連携)強化により対象利用者の環境整備を推進し、併せて当会利用者や住民の安全確保の一環として先に締結した古平町との災害時等における施設利用及び協力に関する協定の充実を図り、従来の「相互扶助」の実践を進め地域共生社会の実現のため「児童から高齢者」への更なる地域支え合い体制の構築に努める。

## ◎本会の事業体系の概要

平成29年4月1日

◇実施時期 ～ 障害者自立支援法(H18.4.1)施行に併せ ～

平成18年10月1日から実施し、平成19年4月1日完全移行

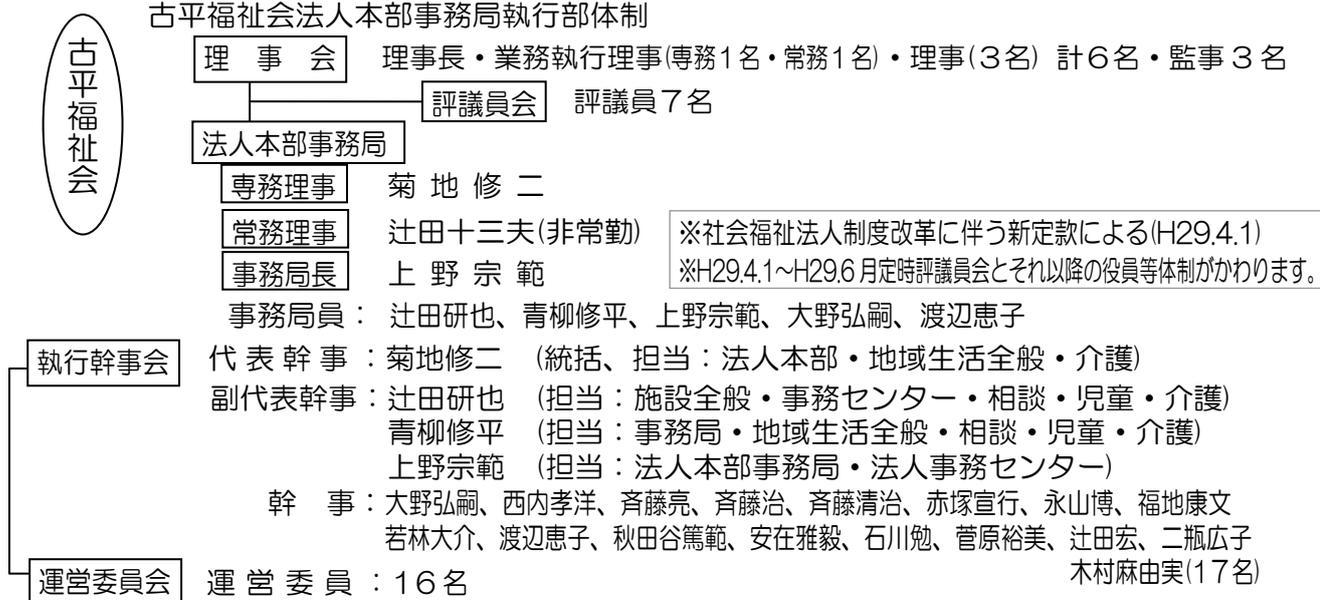
◇実施形態 「一体型事業所」 **れい明の里**として指定を受ける (H26.4.1法人任意後見センター設置)  
(全体事業を統合し組織再編し指揮命令系統を一元化)

- **元気の交差点 まち愛** (地域公益事業)⇒従たる法人事務所を設置。H29.4.1  
広義の「待ち合い所」機能、「福祉的店舗」、「交流場所」等を実施、地域のコミュニティ活性化と住民同士の「共生社会」の創出

◇従業者等 従前の各事業に所属の職員を再編の過程で適正再配置し、一体的な指導管理の下で新体系事業の業務の遂行に横断的にあたらせる。  
(今後、公式には「職員」という呼称は止め、「従業者」と呼称する)

◇移行後の実施事業

- **共働の家** ⇒施設入所支援 50名 (H22.2月末7名減・H23.9月末9名減)  
生活介護70名(主たる事業所)、短期入所4名(空床利用型2名・併設型2名) 自立訓練(生活訓練)6名(H28年度より廃止)  
生活介護20名(従たる事業所 いこいの家)
  - **きょうどう** ⇒就労継続支援(雇用型B型) 40名 (定員減30名:H28.4.1)  
就労移行支援6名(H23.5.1移管)  
生活介護40名(H26.4.1～) (定員増30名:H28.4.1)  
※ほほえみくらす内に移転
  - **みっくすベジタ** ⇒就労継続支援A型の廃止 (H24.3.31)  
就労継続支援(雇用型B)85名 (定員増20名 H25.4.1～ 定員増10名 H26.4.1～)
- \*多機能共生型事業所  
「まりんはうすふるびら」(H22.2.1 開始)  
きょうどう・みっくすベジタの出張所  
正直屋(お食事・買物)  
かざぐるま(共生型サロン・日中一時支援等)  
ばんばかばん(手作りパンの喫茶店)  
※多機能型地域住民活性化ステーション「結(ゆい)」本館・別館(H24.11開始)  
きょうどう・みっくすベジタの出張所  
・高齢者・障害者等就労支援の場「寿味(ZUMI)」(お食事処)  
・地域交流サロン寄り合い所「結(ゆい)」  
・共同生活援助・介護(一体型)「つむぎ」(GH5名)
- **若者宿他(グループホーム)** ⇒33寮 229名 共同生活援助(介護サービス包括型)  
⇒若者宿 (10人×2ユニット)20名(H19.4.1)
  - **ルピナスの家(グループホーム)** ⇒1寮 12名 (H18.10.1定員10名⇒H20.4.1 2名定員増) H26.4.1 GHへ一元化(計241名)
  - **いこいの家(総体)** ⇒介護事業所は現状に併せてケアプラン・介護予防サービス実施  
知的デイはH18.9月末で廃止(地域活動支援センターへ移行)
  - **いきいき活動センター 風花(総体)** ⇒地域密着型サービス事業所 (H22.4.1 開設)  
夕凧～認知症GH9名・朝凧～認知症GH9名 (H27.4.1 事業開始)  
ディサービスセンターのどか～認知症デイ12名  
風花～ショート2名(H25.8.1 基準該当指定)(居宅介護支援事業所・訪問介護事業所)  
※H26.4.1 ほほえみくらす内に移転
  - **ぷらっとほむ(総体)**
  - **グッドケア** ⇒通所介護(介護予防)10名、訪問介護(介護予防)、居宅介護支援  
訪問入浴(介護予防・町指定訪問入浴)、移送サービス(町) 通所介護(介護予防)  
地域密着型通所介護へ移行  
(H28.4.1～)
  - **セルフケア** ⇒機能訓練型ディサービス(10人※2単位) H26.4.1 新設
  - **いこいの家** ⇒居宅介護、重度訪問介護、行動援護  
移動支援、ショートスティ2名、生活サポート
  - **ぷらっとほむ** ⇒ショートスティ2名
  - **ひまわりくらぶ** ⇒児童発達支援事業・放課後等ディサービス(H24.4 児童ディサービスから移行)10名  
保育所等訪問支援、特定相談・障害児相談 (H24年4月指定) 日中一時支援
  - **つどい** ⇒地域活動支援センターⅢ型10名以上 (H24.4 Ⅱ型15名以上⇒Ⅲ型10名以上)
  - **微・助っ人** ⇒相談支援 (一般相談(地域移行・定着・基本相談) 特定相談・障害児相談(計画相談・基本相談)) (H24.4月から移行)
  - **自立の家** ⇒移動、買物、外出等 特区登録(第79条認可) 福祉有償運送(80条許可)  
生活支援、就労支援、保健支援、ショートスティ、預かり金  
相談窓口、生活寮運営、管財科、ほかからくらぶ等
  - **ほほえみくらす** ⇒町高齢者複合施設の運営(主は高齢者専用集合住宅の管理業務) H26.4.1 指定  
(※指定管理)

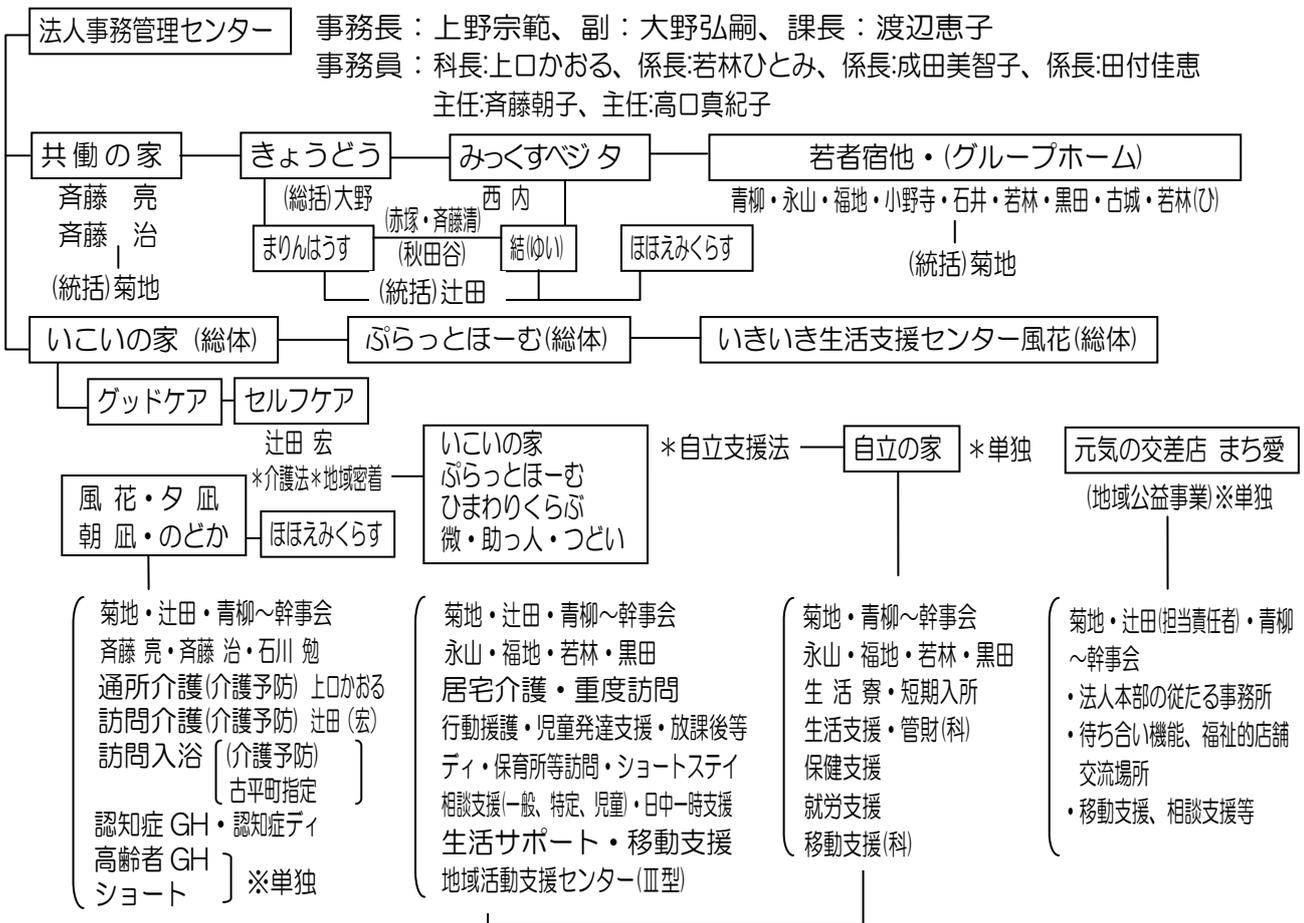


<一体型(包括支援)センター機能>

事務管理センター	(正:菊地修二・副:辻田研也) *管理者 菊地修二 *責任者 上野宗範(事務長) *副責任者 大野弘嗣、渡辺恵子
任意後見センター	(正:菊地修二・副:辻田研也) *管理者 青柳修平 *責任者 上野宗範(事務長) *副責任者 大野弘嗣、渡辺恵子
保健支援センター	(正:菊地修二・副:辻田研也) *管理者 菊地修二 *責任者 二瓶広子 *副責任者 横浜早百合
給食管理センター	(正:菊地修二・副:辻田研也) *管理者 菊地修二 *責任者 菅原裕美 *副責任者 安在雅毅
生活・就労支援センター	(正:菊地修二・副:青柳修平) *管理者 菊地修二 *責任者 青柳修平 *副責任者 永山博、福地康文、若林大介

<委員会体制> 幹事または運営委員と部署の代表または全員で構成 (13委員会)  
 ・保健支援・給食管理・生活支援・防災・サービスの質検討・授産活動・研修  
 ・就労支援・労働安全衛生・感染症対策・安全運転管理・虐待防止・権利擁護

主たる事業所 れい明の里



## II れい明の里地域生活総合支援センターシステムの構築

(地域生活支援拠点・共生型地域福祉拠点等の課題整理と障害者総合支援法の改正による実践)

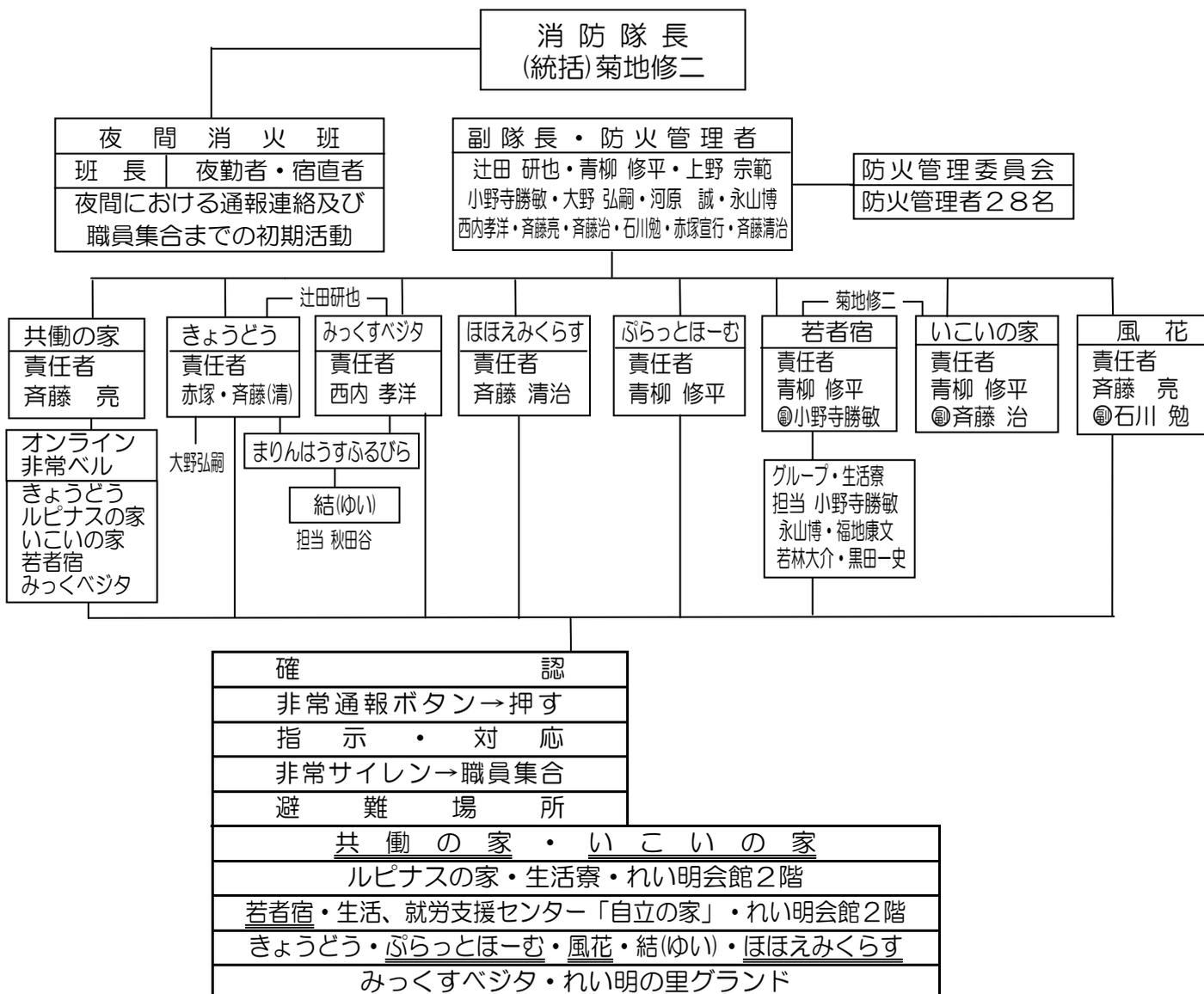
- ① 総合的な相談支援拠点の整備 (法人任意後見センター・相談支援事業・居宅介護事業連携強化)
    - ・「つどい」Ⅱ型からⅢ型へ移行後の見直しと、より利用者層に密着(授産事業所、いこいの家、管財科との連携)
    - ・「微・助っ人」・「児童デイ多機能型事業所「ひまわりくらぶ」」一般相談・特定相談・障害児相談(地域移行定着計画作成)指定事業の充実
    - ・総合支援窓口(法人任意後見センター充実)と地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)の検討
    - ・障害者ケアマネジメント、介護保険プラン体制の充実ー介護予防・日常生活支援総合事業への参画
    - ・障害者ケアマネジメント従事者養成研修、障害者支援区分認定調査員研修、サービス管理責任者研修、虐待防止等研修、相談支援研修受講の充実
    - ・24時間、365日の対応の整備(ショートステイ等の充実と中立性の確保)
    - ・苦情解決委員会と虐待防止委員会(付設)の連携ー障害者差別解消法(合理的配慮)の理解と周知
    - ・個人情報保護(職員に周知徹底)ー特定個人情報取扱規程の制定
  - ② 法人内施設機能・役割の見直しと整備
    - ・「住まい」・「就労」・「日中活動」(「きょうどう」生活介護の増員)「直接的な生活支援・介護機能」等の視点によるサービスの再チェックと整理(整備)ー「共働の家」「いこいの家」「風花」連携強化、「きょうどう」・「みくくすベジタ」連携強化、各グループホーム、生活寮、「みくくすベジタ」と新設(移転)「きょうどう」の充実ー「共働の家」・「いこいの家」共生型サービス事業所の理解 (旧)きょうどう本館給食、食品等の周辺作業棟への用途変更
    - ・一般就労者への訓練充実。(生活・就労支援センター「自立の家」職場定期巡回・ジョブコーチ機能支援)ー就労定着支援の充実(「きょうどう」・「みくくすベジタ」・「つどい」の活用)
    - ・相談支援による利用者本人を中心とした計画相談と個別支援計画ー横断的施設機能の利用
    - ・代表幹事会、運営委員会とセンター機能の充実(事務管理・保健支援・授産活動・給食管理)の4センター連携強化)
  - ③ 地域生活継続(アフターケア)のための基盤(機能)整備
    - ・地域生活総合支援システムを一元化し新規事業の開拓(指定)
    - ・居宅系サービスの整備ーハウスキーパー、訪問事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の強化と町内でのサービス拠点(多機能型・共生型・地域密着型)の整備ー「ぷらっとほーむ」「まりんはうすふるびら」「風花」多機能型地域住民活性化ステーション「結(ゆい)」、「ほほえみくらす」の充実ー「自立生活援助」事業の活用
    - ・児童サービスの整備ー児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・日中一時支援(タイムケア)外出支援、移動支援等の切れ目のないサービス「ぷらっとほーむ」「まりんはうすふるびら」「結(ゆい)」の活用ー障害児支援のニーズ多様化への対応
    - ・「元気の交差点まち愛」(地域公益事業)運営計画推進ー共生社会の創出
    - ・安全(安心)対策の強化ー夜間体制の強化・避難(防災)訓練・ヒヤリハット研修の実施
    - ・グループホーム、生活寮等住宅環境の見直し(新規指定・一部部屋と改修工事の推進)ワーカーステーション・ヘルパーステーション
  - ④ サービスの質と効率性の向上
    - ・「生活・就労支援センター自立の家」の充実、Uターン対策として「若者宿」活用(再訓練)
    - ・運営委員会並びに各小委員会の充実とサービス担当者会議の実施(1ヵ月1回毎)
    - ・重要事項説明書、パンフレット等による説明、利用契約の締結、個別支援計画の作成と定期的なモニタリングを実施、計画相談支援に計画的に移行。「サービス評価基準」による定期的なサービス評価の実施、第三者評価の検討と介護サービス評価の実施(第三者)
    - ・人権擁護に配慮した職員(施設)間の勉強会、研修会への参加を推進し、人材育成を図る生活支援者(世話人・生活支援員)の連携強化と事故防止ー虐待防止委員会の実施(1ヵ月1回毎)
  - ⑤ 情報公開等による事業運営の透明性の確保
    - ・サービス提供の内容として広報誌やインターネット・ホームページ・ブログ等での公開を実施。「元気の交差点まち愛」に法人「従たる事業所」設置
  - ⑥ 安全(安心)対策、防犯(夜間)・防災対策の強化(GH等の通報装置、新型スプリンクラー等設置)ー防災、車両管理委員会の強化(定例会議1ヵ月1回毎)避難、消火器、放水等訓練、地域住民(町と町内会各自治会組織)と連携強化、ヒヤリハット研修の実施
    - ・原子力災害対応マニュアル(設定H26.4.1)自然災害支援マニュアル(改定H29.4.1)による訓練
- ## III 社会福祉法の制度改革(新定款)による役員会等の推進・会計基準の整備と情報開示ー財務規則の強化と透明性の確保
- ① 理事会開催 年数回理事長が招集する
  - ② 評議員会開催 必要の都度理事長が招集するー経営組織のガバナンスの強化  
理事会議決の重要事項に対し諮問を行う
  - ③ 監事監査実施 原則3ヶ月に1回行うほか、監事の判断により臨時に実施ー会計監査人設置の検討
  - ④ 財産諸表や事業報告の開示義務化に伴い、監事の意見を記載した書面を各事務所に備え、サービス利用者や利用希望者他利害関係からの請求があった場合には正当な理由がない限りはその情報を提供する。
  - ⑤ 新会計基準への移行実施による各事業会計処理の整備。前項の情報開示義務化にあたり、情報提供者に対してわかりやすい財務諸表にする。また、減価償却制度の導入により真の法人の財政状態を表し、経営状態を理解しやすい計算書とする。
    - ・法人事務管理センター事務所の活用と職員研修の充実

#### IV 施設整備計画等と各事業計画の推進について

- ① れい明の里まつりの開催（継続）
- ② 古平町高齢者複合施設「ほほえみくらす」地域密着型、共生複合型施設としての機能充実（4年目）
- ③ 法人敷地内施設の未設置分合併浄化槽の整備計画の推進（各助成団体へ申請）
- ④ 共働の家衣類保管庫等物置（棟）の検討、「だんらん」棟の浴室と「どろんこ」・「くまげら」棟改修、日中活動場所の確保
- ⑤ 施設周辺の環境整備（敷地内の未舗装部整備・第2時法面崩落防止石積擁壁整備・みっくすベジタ駐車場法面継続工事（継続））の推進
- ⑥ 地域生活者用居住の環境整備（各寮の各所修繕・1人部屋推進・敷地の舗装）と下水道工事の順次計画推進
- ⑦ 地域移行生活者の日中活動用車両の順次更新整備計画促進
- ⑧ 各グループホーム、生活寮の防火対策と環境整備（内装、外壁塗装工事とスプリンクラー設置等）の推進
- ⑨ れい明の里グランド整備計画（継続）
- ⑩ きょうどう本館「ほほえみくらす」へ移転後の環境整備推進（旧本館活用の検討）
- ⑪ みっくすベジタ厨房増築内装、屋根改修工事（機器整備含）の実施～施設整備事業
- ⑫ 障害福祉サービス「多機能型」事業所「まりんはうすふるびら」・「結（ゆい）」・「ほほえみくらす」連携強化（機能充実）
- ⑬ 「いきいき生活支援センター風花」グループホームとデイサービス機能の活性化
- ⑭ 当会利用者他高等養護学校卒業生・在宅障害者（児）のニーズに併せグループホーム、ケアホーム（受皿）の整備（実施と推進）
- ⑮ 古平町との防災協定（福祉避難所等の指定）締結による緊急時対策の充実（訓練強化に併せて古平町との合同協議）
- ⑯ 「元気の交差点まち愛」（地域公益事業）地域コミュニティの活性化・「共生社会」への実践
- ⑰ 町営「歌楽団地」の町からの無償譲渡による改修計画の推進

平成29年度

#### 法人全体による災害及び緊急連絡体制機構図



※ \_\_\_\_\_は原子力災害時(原子力防災規程による)

